

# 米政策と農村社会政策の接点

— 制度定着条件の議論をこえて —

秋津元輝\*

## 1. 現代社会と農村の変化をどう認識するか

米作りを担う日本の農村社会も先進国社会の一部社会であることに間違いない。そこで米政策と農村社会との関連を考えるにあたって、現代社会の社会理論で何が問題となっているかについてから始めたい。

社会学者の三上剛史によると、1980年代末以降の社会理論の趨勢は、「『秩序』や『道徳』がどのようにして可能となるのか」に関心が向かっている（三上〔13：2～26〕）。代表的な論者として、「討議倫理学」のJ.ハーバース、システム理論によって規範主義的理論構成を批判するN.ルーマン、グローバル化する社会の秩序を変容した「親密性」で埋めようとするA.ギデンズ、「リスクの分配」として現代社会を描くU.ベック、「ポストモダン倫理」を構想するZ.バウマンなどがある。その背景には、希薄化する社会の紐帯という問題認識があり、従来型の社会紐帯に代わる新しい紐帯のかたちとは何かという問いがある。

都市に比べると農村の社会的紐帯は依然として強いといえる。その社会的紐帯の強さが農村特有の「あたたかさ」と評価され、都市住民からツーリズムや移住の理由としてまなざされることもある。しかし日本の農村も変化しつつある。大枠で考えると、まず都市社会における紐帯の変化と同様の傾向がみられる。共有される道徳の希薄化である。農村の場合、世代交代の意義も大きい。兼業化や脱農化が進むと、狭い集落社会にのみ関心を集中させることがなくなる。農業から遠ざかると、農地や水に関する関心が弱まり、それを契機とする共同性も弱まる。世代交代して農業に関心の薄い世代が社会の中心になれば、そうした傾向は劇的に進む。さらに、中山間地域においては、継承されてきた社会的紐帯が人口減少によって物理的に失われようとしている。農村に残存する社会的紐帯を過大評価するのはもはやアナクロニズムである。

そこで本論では、以上のような農村における社会的紐帯の希薄化に対して、いかに新しい社会的紐帯＝人々のつながりを構想するかという課題を根本に設定する。

この課題をどのように米政策と結びつけばよいのか。後に述べるように、米は日本の社会に深く埋め込まれているため、独自の政策が必要となる。他の先進諸国の農業・農村政策を単純にまねることができない。同時に強調したいのは、米政策を農村社会に適合させるという視点だけでは農村社会の状況が与件として固定されてしまい、農村の変化も視野に入れた米政策を構想できない。また、新しい社会的紐帯の構想を盛り込むこともできない。単に米政策が農村社会においてソフトランディングするにはどうすればよいかという目標を超えて、農村の新しい社会的紐帯をどのように創造していくのかという農村社会政策にかかわる将来ビジョンが伴われてこそ、米政策と農村社会との接点を考察することができる。逆に、農村社会の将来にとって米政策が1つの大きな鍵を握っていることも確かである。

社会学は政策と相性が悪い分野である。社会の規範や秩序のあり様を分析し、解釈することはできる。その変容を明らかにすることもできる。しかし、それらの分析とあるべき将来像を指し示すこととの間には断絶がある。政策的に将来の方向性を示すには、何らかの明確な価値観が必要となる。M.ヴェーバーが「価値自由」を唱えた昔から、社会学は「こうあるべし」という研究志向を極力避けてきた。そこで、農村社会政策とつなげるために社会学にくわえて倫理的な要素の導入をおこないたい。「べし」を検討することが倫理の中核だからである。社会学者にとっては「命がけの跳躍」となるが、農村社会政策の創造にむけてあえて挑戦したい。

## 2. 農村社会政策の根拠と独自性

### 1) 農村社会存続の根拠

農村社会政策を構想する前提として、なぜ農村社会が存続すべきかという疑問に答えておかねばならない。これは「農村社会は存続すべきである」という政策目標といってもよい。この前提は、過疎地集落における「撤退の農村計画」〔26〕などの主張から部分的に再検討が迫られている。しかし、ここでは『過疎集落研究会報告書』（国土交通省国土計画局，2009年4月）を参照しつつ、以下の根拠から農村社会の存続を前提にする。

『報告書』による根拠は次の3点にまとめられる（『同

\*京都大学

報告書』33～34, 秋津〔2:207～209〕)。

- ①過疎集落は自然利用の知恵をはじめとする伝統文化の宝庫である。
- ②山村集落や島嶼集落には国土環境管理や国境管理の役割がある。
- ③国は国民に対して多様なライフスタイルの選択を保証する義務がある。

これらは過疎地域を想定した存続根拠であるが、若干の読み替えを施せば、農村社会全般に拡張することができる。

①は「文化的多様性の保全」である。過疎集落に限らず、農村社会には長い歴史の中で培われてきた文化が存在する。伝統芸能や伝統技術、世界的に local knowledge と呼ばれる局地的知識・知恵、それが再評価され利用されて retro-innovation (Stuiver [22]) と呼ばれることもある。それらの多くは多数が稲作に従事する社会の中で培われ、農村文化のうち稲作に関連した部分は絶大である。農村社会が衰退すればそうした文化が失われることはもちろんだが、たとえ社会は存続しても稲作に従事する者が少数派となれば、それに基づく文化は形骸化する。多数が稲作と関わりをもつことが農村文化の保全につながる。

②は「国土保全・資源維持」である。過疎地域であれば、水源地域の環境保全や国境管理ということになるが、一般的には農地や水という農業用の自然資源を維持管理する主体としての農村社会あるいは集落社会が焦点となる。川本彰はかつて、「ムラ運営は人間保全、領土保全、作物保全、こういう三つの保全機能が満足されて成立している」(川本 [9:144]) とした。このうち領土保全機能が地域資源の維持管理につながる。農村社会の存続が難しくなれば、地域資源管理も危うくなる。これは正しい。しかし、農村社会が存続していても、稲作に従事する者が減少すると、とりわけ農業水利の維持管理に関して問題が起きる。この点については後述する。

③は国民がもつ生活権からの発想であり、どのような生活形態をとっても基本的な生活便益を保証するという意味で、格差問題とも関心を共有している。さらに言い換えると、この発想は人の暮らしを支える地域の潜在能力を維持・確保するとも解釈でき、A. センのいう「潜在能力 capability」概念につながると思われる。センは、さまざまに能力と嗜好性の異なる人々に対してどのように平等を確保するかという問いに答えるために、「潜在能力」概念を用いた(川本 [10:87～90], セン [18:251～256])。ここでいわれているのは、その地域版であり、さまざまに個性をもつ地域がその潜在能力を発揮できるための基本条件として、農村社会の存続が主張されている。

## 2) 農村社会政策の独自性

これらの根拠をもとに、まずは農村社会の存続が目標

とされるが、農業政策が成功すれば自動的に農村社会も存続するわけではない。農村社会の課題に対処するには独自の政策が必要となる。

その理由の第1は、農村がすでに「住民の多くが農業を生業としている村落」(『広辞苑』第五・六版)ではなくなったことである。景観的にも生活スタイルとしても「農村」と考えられる地域に生活する住民のなかで、農業を生業とする人や世帯は思いのほか少ない。実際には近くの街に通勤していたり、農産加工やツーリズム関係の仕事に従事していたりする。その理由は、農業生産のみで生計が成り立たなくなったことにあるが、ともかくも農業とは一定程度切り離された状態にある「農村」が1980年代後半から出現し始めた(秋津 [3:109])。

第2の理由は、農村社会の論理と農業経営の論理は根本的に異なることである。両者の距離が近いと予想される集落営農の場合において、経営としての集落営農はしだいに集落社会そのものから離脱し、ビジネス感覚や経営的リーダーシップによって運営される傾向にあるという(梅本 [23:S71])。所有と経営を分離した「二階建方式」が提唱されるのも(楠本 [11])、農村社会の論理と直結する所有の論理と経営の論理とが別物であることの証左である。しかし、農村社会の論理が独自性を高めているものの、米政策との接点がなくなったわけではない。その状況の中で接点に注目し、生かしていくのが本論の役目である。

1961年の「農業基本法」では、農業政策が成功すれば農村社会も予定調和的に進歩するという発想であった。しかし、「食料・農業・農村基本法」の時代には、その名称に恥じない独自の農村社会政策が農業政策とは別に要請されている。

## 3) 住むことへの希望を与える政策

農村社会の存続という目標を住民レベルにおろして考えると、住み続けたい地域社会を創るという目標となる。住み続けられるという目標を設定すると生活条件整備となり、従来の農村政策の域を出ない。「住み続けたい」という目標を、ここでは「新しい社会的紐帯の創造」という目標に置き換えて考察しようということである。「新しい社会的紐帯の創造」は「住み続けたい」ことの十分条件ではないが、農村社会政策という枠組みで考えるときの設定可能な目標であろう。そうすると、米政策はたんに生活の糧を確保するという目的に留まらずに、人々の新しいつながりを生む手段にもならなければならない。日本における稲作の重要性を考えると、米(水田)政策を手段として農村社会政策を施行することの意義は大きい。

## 3. 対立する論点

ここで本シンポジウムの討論者である、村田武氏と大泉一貫氏の論点を私なりの視点、つまり米政策を通じた

農村社会への働きかけという視点から比較してみる。本論との接点の有無を確定しておきたいからである。シンポジウムの準備研究会で、両者の見解は「行きつくゴールについては同じだが手法が異なる」という評価であった。その共通のゴールとは、意欲的な農家（あるいは経営体）によって、米に囚われることなく需要に見合った多様な穀類・豆類生産がおこなわれ、結果として食料自給率あるいは食料自給力が向上することである。ここでは事前の研究会の過程から私が受けたイメージにそって両者の違いを対比したい。

#### 1) 村田氏の処方

現在の米問題を構造的に捉える。農業者（水田農家）は1つの社会階層であり、国家政策によって経済活動を条件付けられるものとして、一括りに政策対象化される。国家政策としての農業政策は他の分野の国家政策との関連の中で決定される。したがって、農工間の不均等発展や、その結果としての農産物価格の相対的低迷は、国家の農業政策の失敗であり、その改善によって農業問題が解決される。

農村社会への影響について明示的ではないが、農業生産を担う農家については、農業従事条件全体を底上げすることによって、意欲のある農家の出現を待つという立場をとる。そのプロセスはブラックボックスとなっている。水田農家を社会階層として捉え、それを農法的な視点も含めて経済政策的に改善することが、結果的に農村社会の存続につながるという議論となる。

#### 2) 大泉氏の処方

対する大泉氏は米問題を経営主体論的に捉える。水田農業は経営マインドをもった農業者がおこなうべきであるとし、そうした経営者たちの創造性と自己調整機能に期待することによって、マクロな生産調整問題も解決できるとする。その意味では、農業者を社会階層としてではなく個別の経営者単位で捉える。個別の経営者の自主性と、その結果としての効率性を信頼する社会認識なので、国家が積極的に農業政策に介入するのではなく、むしろ国家が農業政策から撤退し、規制をなくすことが農業政策となる。

マクロな農業構造とのつながりも経営者まかせだが、農村社会とのつながりも、氏が「機関車農家」と呼ぶ先駆的な経営者まかせである（大泉〔15〕）。意欲のある農業者＝経営者に活躍の場を与えることによって、農業・農村社会を牽引させるという発想である。「機関車農家」が農村社会を牽引する仕組みについては、ブラックボックスではなく説明がある。これについては次節でふれる。

### 4. 農村社会関係の変貌と持続

農村社会関係の変貌と持続について、水田農業にかかわる範囲で述べる。これは、ブラックボックス化されがちな水田農業政策と農村社会との関連について考えるこ

とである。

#### 1) 変貌局面

第1は農村人口の減少と高齢化である。とくに中山間地域では、この変化によって水田農業をおこなう労働力が弱体化しつつある。農村の持続性にかかわる大問題ではあるが、より水田農業に関連する第2の変貌局面とも連動するため、ここでは詳述しない。

第2は農業者（農家）の減少である。これは中山間地域に限らない。どのような地帯の農村であっても概ね農業者は減少している。農業者が減少して一経営体あたりの経営規模が拡大すれば規模の経済性が発揮できてよさそうなのだが、水田農業の場合はとくに農業水利の維持管理をめぐる問題が発生してくる。先に述べたように、集落には「領土保全機能」があり、水田と分かちがたく結びついた農業水利施設もその保全の重要な対象であった。集落成員と水田農業者の範囲に大きなズレのないときは、集落の「領土保全」の一環として住民賦役としての共同作業が問題なく実施される。多少の非農家も集落生活において、おもに農業用である水を利用するからである。しかし、実耕作する者の数が減少すると、それまでのように集落成員全体の賦役として維持作業をおこなうことが難しくなる。

農業水利の維持作業と集落社会との関係は、集落内の非農家比率が高まると関連が弱まるというような単純なものではない。たとえば、非農家といっても農地持ちの非農家と、もともと農地を持たない集落既住民、宅地開発などで集落域に居住するようになった新住民とでは、農業水利に関する社会的距離が異なる。宅地開発による新住民が増えると、農業水利に直接関係する共同作業は従来からの集落住民のみが担当する場合も出てくる（註1）。

しかし、今般の米政策に引きつけて考えると、農地持ち非農家が増加して実耕作者が少数になる場合がとくに問題となる。そのとき、非農家は農業水利作業から単純に手を引くわけではない。水利施設は水田に付随した財産の一部なので、非農家であっても家産維持という動機が働くからである（秋津〔1：79～112〕）。水田については所有の論理と利用の論理があり、その2つの論理のうちどちらが優勢であるかが非農家参加の決め手となるように思う。所有の論理が強ければ、水田所有者、すなわち集落の共同によって水利の維持管理が実施される。しかし、利用の論理が優勢だと耕作者負担となり、実耕作者の減少によって地域資源の維持問題が発生する。試論的ではあるが、働く論理が所有なのか利用なのかは、水田農業の生業上の重要度、すなわち家産維持的なのか所得機会的なのかに関係するのではないかと、これについては次節でさらに展開する。

第3の変化として、農村への新規移住者の増加が考えられる。それらの人々は稲作で本格的に生計を立てたい



と希望しなくても、多少なりとも米作りをおこないたいと考えている。従来の農家と志向性が多少異なっているが、そうした農家も「小規模農家」として政策の対象になってくる。

第4は農村の脱「壮年男性」化である。生産調整の継続と比率の拡大によって、米作りの経済的地位は相対的に低下してきた。他方、地産地消志向や農村ツーリズムへの関心の高まりなどによって、女性や高齢者が野菜や果物、花などを栽培し、直売所で販売したり、レストランで提供したりするようになった。その結果、部分的ではあるが、(壮年)男性を中心とする稲作中心社会が変化しつつある(柏尾〔7〕)。この変化はジェンダーの視点からすると素直に評価すべきである(註2)。米作りが男の世界であると考えられていることは、庄内地方での聞き取りからも印象づけられた(註3)。農村におけるジェンダー関係をよりバランスのとれた関係へと導くには、米作りをことさらに特別視しない姿勢も必要となる。

## 2) 持続局面

社会は常に変動しているもので、農村の変化も多様である。逆にいえば、多様な変化のうち何を変化として語っても外れることは少ない。それに対して、持続面はそれを主張することによって変化をイデオロギー的に固定してしまうというリスクを伴う。それを覚悟で述べたい。

第1は集落社会という準拠集団の存在力がいまだ衰えていないことである。農村の暮らしは集落内で閉じているわけではない。農村に住んでいても、頻りに都会に出かけるし、海外旅行だってする。テレビやパソコンで情報も不自由なく入手できる。しかし、そうした経験や情報が日常生活に反映するかという意外とそうではない。多く人は、ごく近い人々を社会的な鏡としながら生きているのではないか。農業者にとって職場でもある集落社会では、機会の平等はもちろんのことだが、結果の平等も要求される。機会の平等の上に才覚で突出した経営を創り出した農家があると、他の農家は何だかおもしろくない。ある程度の生計の期待を農業にかけていると、狭い準拠範囲で他人の営農状況を評価し、自分と比較してしまう。これはたとえば私たちが職場で抱く感情とも共通しており、普遍的現象だろう。集落の相互規制力は良くも悪くも存続すると考えておいた方がよい。

さらに、家族内と比較してそれを超えた集落や地域社会などの規範は変化しにくい。たとえば、ジェンダー規範でそのような現象が報告されている(澁谷〔19〕)。家族内で革新的な経営マインドが確立されたとしても、対外的には従来の規範を考慮しながら、たとえば農地の貸借を進めなければならない。定住型社会の宿命ともいえるだろう。

第2の持続局面は「お互いさま」の倫理である。これは第1の持続局面ともつながっており、ある程度まで生

活基盤を共有しながら過去から現在、未来にわたって住み続けていくための知恵である。人類学的に互酬の関係といいかえてもよい。

この「お互いさま」の倫理を考えるにあたって、大泉〔15〕を参考にしたい。そこではまず、「不利益平等の原理」(p.149)の存在が指摘され、ネガティブに評価される。この原理は、「前向きでポジティブなときよりも、どちらかといえば、何か被害を被ったり、これを放置すれば会社や集落みんなに不幸が及ぶといった共通認識がもたれたときに強力で発揮される」もので、「後ろ向きのロジック」だという。この原理が強制感を伴っていることもネガティブ評価の対象である。たとえば、生産調整割当が均等配分されるのもこの原理に基づく。

しかし他方、成長する農業経営が出現すると、「お互いさま」という「力のある者や余裕のある者がそうでない者の面倒をみるという…(中略)…昔からむらにあった考え方」に基づいて、「農家が農家を育てる」ことになり、地域農業が発展するという(p.159)。「お互いさま」のポジティブな評価である。

そうは書かれていないが、「不利益平等の原理」も被害を分配するのであるから、「お互いさま」と呼んでよい。すると、この生活保障倫理としての「お互いさま」は両義的に作用することになる。強制感を伴いながら、不利益の平等を分配する原理として働く一方で、自分だけが突出することに違和感をもって利益を平等に分配する倫理にもなる。この「お互いさま」の倫理が働く範囲は先の準拠集団の範囲と重なることになり、これらをセットにして、定住型社会としてのこの国の農村社会にみられる持続局面での特徴と考えたい(註4)。この社会的与件を設定したとき、米政策との関係はどのように考えればよいのか。その延長としてのあるべき農村社会像はどのように描かれるのか。しかしそれに移る前に、当初の要請に答えておこう。

## 5. 農村社会の対応予想： “与件”としての農村社会

当初、企画側から与えられた課題は、「米政策と農村社会の共生：制度定着の社会的条件」であった。しかし、このテーマでは農村社会を単なる与件と考えることになる。あるべき農村社会を考えることを基礎として米政策を検討しようとする本論にとって、それではあまりに従来の経済政策的アプローチに対して従属的である。そこで表題を米政策と農村社会政策の接点とし、両者を対等に扱うように修正したが、ここではその当初の要請に応じてどこまで回答できるかを考えてみる。

### 1) 農業政策と社会システム

シンポジウム提案者は、担い手選別的な自民党政がしだいに骨抜きとなり、最終的に民主党による戸別所得補償制度が歓迎されることになった要因として、「選別

政策的な担い手対策を農村社会が受け入れなかった」(石田・伊藤〔6:S2〕)からだと言明する。受け入れなかった理由はすでに述べた「お互いさま」の倫理によって説明できる。定住を前提にした長期的な互酬関係にあっては、極端な突出や脱落は避けられるべきであり、選別は嫌われることになるからである。選挙という政治システムによって、その意向がタイミングよくすぐわれた形となった。

しかし、農村社会の側も持続局面を頑強に守ることに絶対の自信があるわけではない。先のように農村社会は、外的内的な社会状況によって常に変貌を迫られている。通常は、少々意向に沿わない政策であっても、それが荒唐無稽でないかぎり農村社会は時々の農業政策を自分たちなりにアレンジしながら受け入れてきたといえる。二大政党の対決という政治状況と総選挙という機会によって、今回は例外的に政策内容に関する忌避感を表明することができたと考えた方がよい。

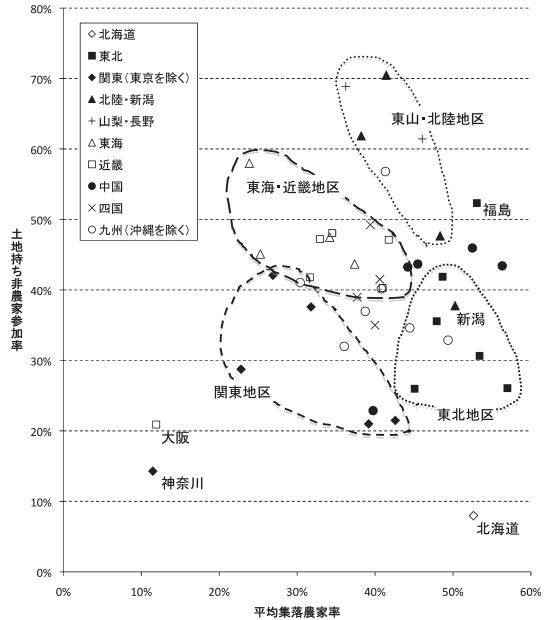
従来はむしろ、農村社会と政策の関係にとって農業政策の内容よりも実施過程のほうが重要であった。転作(生産調整)を例にすると、転作という政策内容自体に農村社会が影響を与えるのではなく、その実施過程において集落合意が期待され、同時に合意形成機能が強化される点が指摘されてきた。その合意が「お互いさま」の倫理によって、半ば強制に近いかたちにもなることは、先の大泉の指摘のとおりである。

したがって、立てられるべき問題は、農業政策の直接的諸否ではなく、農業政策がその実施過程において及ぼす農村社会への影響と反応を予想すること、つまり農村社会の論理と照らし合わせてそれが当初の目的を達成できるか、予期せぬ結果を生み出すことはないかを考察することにある。そこで、次にもう一步踏み込んで農村社会の米政策への対応予測をおこないたい。

## 2) 政策選択と地域資源の維持管理

ここでは米政策にかかわる農村社会の機能の1つとして、集落による地域資源の維持管理を取り上げる。農業用排水路や農道などの地域資源について、従来は集落が集団として維持管理を担ってきたが、農家=実耕作者の減少という傾向のなかで、その機能が果たせない集落が増加している。その対応策として「農地・水・環境保全向上対策」があることは周知のとおりである。この面において、米政策の違いによって集落の対応はどのように異なってくると予想されるのか。

まず、集落における米作の状況と集落住民の資源維持への姿勢について予備的に考察しておく必要がある。水田の所有と利用に関する姿勢として、前節において所得機会的姿勢と家産維持的姿勢があることを述べた。それに財産保持的という姿勢を付け加えて考察の補助線とする。第1図は、農道・水路・ため池管理の話し合いに土地持ち非農家が参加する集落の割合(2005年農林業セ



第1図 集落における非農家の存在と土地持ち非農家の地域資源管理への参加

註:「土地持ち非農家参加率」は、農道・水路・ため池管理について非農家も参加して話し合いをおこなった集落の全集落に対する比率を表す。「平均集落農家率」は農家率別農業集落数から道府県全体の集落あたり平均農家率を概算したものである。図において、各印は道府県を表す。曲線で囲んだ枠外の当該地区道府県については、特異点として名前を記した。

資料:「土地持ち非農家参加率」は2005年農林業センサス、「平均集落農家率」は2000年農林業センサスによる。

ンサス「農村集落調査」と集落あたり平均農家率(2000年農林業センサス「農業集落調査」)を、道府県ごとにまとめて散布図にしたものである。この図を使って農地に対する3つの姿勢を考えよう。

図では便宜的に4つの地区に焦点をあてている。集落農家率が高く土地持ち非農家の参加も高い「東山・北陸地区」は、従来型の地域資源管理が継続しているといえる。「東海・近畿地区」は集落農家率にばらつきがあるが、土地持ち非農家参加率は比較的高い水準を維持している。この地区では地域資源管理は所有者の問題であるという意識、すなわち農地に対する家産維持的な姿勢が強いと考えられる。それに対して関東地区は、集落農家率では「東海・近畿地区」と大きな違いはないが、土地持ち非農家参加率が大きく下回っている。この地区は都市化の程度がさらに高く、低成長の今も財産としての農地の意味が大きいと考えられる。土地持ち非農家の農地に対する姿勢は財産保持的であり、農地として維持されることの意義が低下している。「東北地区」は集落農家率は高いが土地持ち非農家参加率は低いグループである。

第1表 2つの政策パターンによる地域資源管理への影響予想

|       |      | 専門的平場地域  | 安定兼業型地域   | 中山間地域   |
|-------|------|--|---|---|
| 所得機会的 | 政策 A | 小規模農家の生産意欲が高まり、専門的農家の経営条件は伸び悩み、耕作者の維持あるいは増加によって、所得機会的姿勢に基づく農地維持体制は概ね維持される。     |   |   |
|       | 政策 B | 専門的農家と飯米農家に分化するとき、水田に対する所得機会的姿勢が継続すれば、農地維持について土地持ち非農家の協力が得られず、維持管理システムに支障が生じる。 |   |   |
| 家産維持的 | 政策 A | 小規模農家の生産意欲が高まり、専門的農家の存立自体が危うくなる。集落を単位とする農地維持体制が強化される。                          | 定年後の農業回帰が高まる。集落営農の多少の組み替えが起こり、場合によっては集落営農オペレーター農家に影響が出る。農地維持体制は変化なし。  | 「そこに住むこと」への希望が高まる。それは高齢者農家にとっても、U・Iターン者にとってもあてはまる。農地維持を続ける体制が多少延命される。しかし、米作りだけで生計は成り立たないので、いずれにせよ経済活動の多角化が必要である。                    |
|       | 政策 B | 水田の所有と耕作の分離が拡大するので、とくに次世代における家産維持意識の継続が焦点となり、財産保持的となれば資源管理システム上の問題が発生する。       | 集落営農の経営方針が影響を受ける。水田の所有と経営がますます分離し、集落営農の経営マインドは高まるが、リスクも大きくなる。その分離によって、家産維持的姿勢が財産保持的姿勢へと転換してくると農地維持体制に問題が出てくる。 | 特別な措置がなければ、多くの農家は淘汰される。ただし、米の食味や環境・景観保全への取り組みなどの要素を附加することにより、独自のビジネスを展開することも不可能ではない。その意味で、危機をバネに考えるチャンスが生まれる。資源管理システムも更新される必要が出てくる。 |
| 財産保持的 | 政策 A | そもそも財産保持的であるから、小規模農家の生産意欲はそれほど高まらない。資源管理上の問題は解決しない。                            | 定年後の農業回帰などによって家産的な意識が復活する可能性もある。そうすると、資源管理への土地持ち非農家の参加が期待できる。   |   |
|       | 政策 B | 資源管理上の問題がさらに増大する。集落とは異なる管理システムの構築が模索される。                                       | 左に同じ。   |   |

この地区は農地が財産というより所得を生み出す資源と見なされているので、農地の管理はそこから所得を得る耕作者がおこなうべきという発想になる。農地に対する所得機会的な姿勢といえよう。

地域的特徴に注目したのは農地観の3分類を抽出するためであって、農地へのこれらの姿勢自体はどの地域にも存在（あるいは潜在）するものと考えられる。他方、それと部分的に重なりながら、米作の経済・経営的意義からの分類も可能である。新農政を前に生源寺眞一は水田作農家を次の3つに分類して考えるべきとする。専業・準専業・集落営農オペレーター、平場の兼業農家、中山間地の高齢者農家である（生源寺〔20：18〕）。これを参考に、専門的平場地域、安定兼業型地域、中山間地域、の3類型を設定すると3×3のマトリクスとなるが、現実性のない組み合わせも出るので、実質は6つのコラムとなる。なお、想定する2つの米政策オプションは、生産調整堅持-小規模農家激励政策（政策A）、自主的生産調整-プロ農家集中政策（政策B）、である。この2

つはそれぞれ村田氏、大泉氏の政策提案を念頭においている。

それらをまとめたのが第1表である。地域資源管理に対象を限定して考えても、条件によって対応はさまざまである。農村社会のもつ多様な個性を前提とするとき、まずは二者択一的な政策では間に合わないことを確認したい。その上で政策を比較すると、政策Aは小農保護的であるから、それを前提にして維持されてきた従来の資源管理システムが政策Aの場合に維持されるのは当然となる。「お互いさま」の倫理についても、総じて政策Aにおいて強化される。これも、農業従事条件の底上げをめざす政策Aの方が選挙において表明された農村社会の選好を反映していることを考えれば当然であろう。

しかし、ここで維持されるのは従来の農村社会の秩序である。たしかに地域資源管理にしなければ政策Aの方が問題は少ないが、それは従来の秩序の温存でもある。農村社会は米政策とは関係なく変化する。さらに、社会



における農業の意味も変化する。それらを考慮するとき、たんに維持的であるというだけで評価するわけにはいかない。新しい社会的紐帯を構想することが農村社会政策の課題である。そこで倫理の導入となる。

## 6. 社会的企業としての農業： 社会・倫理学からの挑戦

農村政策は農業政策から独立したものとして設定しうるが、ここではその関連を問題にしているのだから、農業活動を接点として両者をつないでみる。

### 1) 「裸の営利主義」と社会的企業

かつて日本の農民は「単なる業主」と呼ばれ、慣習的世界の中で反復的に農業をおこなう存在と考えられた。戦後の農業経営研究はそうした「単なる業主」を脱して「経営者」になることをめざしてきたといえる。経営の基本は資本の回転と労働の投入である。経営に正しい経済計算が必要であることはいうまでもない。しかし、それを重視するあまり、「裸の営利主義」とでもいえるような発想が滑り込む隙はなかったか。戦後における人—農業—自然の関係の不均衡は「裸の営利主義」への駆り立てが原因であったように思えてならない。

アダム・スミスは『諸国民の富』のなかで、農業について「美術や自由職業とよばれるものに次いで、この職業ほど種々さまざまな知識と経験を必要とするものは、おそらくないだろう」と手放して礼賛している（スミス〔21：211〕）。しかし、近代化の過程において、農業は誰でもができる職業として貶められてきた。農業が人々の生命を培う食料を生産する職業であることを考えるとき、職業としての農業の復権と、それにふさわしい使命＝倫理が求められる。農業は倫理性を伴う社会的企業 social enterprise であるべきだと宣言したい。

この倫理意識を、農村社会の与件として設定した「お互いさま」とつないでみる。この国の特徴とつなぐことよってのみ、模倣ではない独自の政策設計の可能性が生まれるからである。まずは、人間相互の「お互いさま」を考える。ここまで論じた「お互いさま」は日常的な農村生活のなかでの倫理である。これはソーシャル・キャピタル論という bonding 型の結束と関連した倫理である。それは農村社会に網の目状に張り巡らされている。他方、農村社会の外部と「お互いさま」関係を結ぶことも可能である。たとえば、消費者との関係のなかに生まれる倫理であり、これは bridging 型のつながりを生み出し、星型のネットワーク関係となる。日常的にして絶対的な神のないこの国にあっては、「お互いさま」という二者関係の規範が倫理の根本になるのではないのか。

さらに、この「お互いさま」二者関係倫理は自然＝環境を対象にして成立するだけの広がりもある。この国においては人間と他の生命との間の垣根が低く、同じ「いのち」という言葉で共感が可能である（動物については、

佐藤〔17〕）。「お互いさま」は農業者がもつべき環境倫理との媒介にもなる。

「お互いさま」が組み込まれた倫理的主体として農業者の生成と、その上での人々の新しいつながりの創造が課題となる。

### 2) 米と社会的紐帯：農業体験と縁故米

米を通じた人々のつながりのうち、生産面はなじみ深い。かつては稲作作業において人々の間に多くのつながりがあった。田植えや稲刈り時の「結い」による互酬的共同作業を想像すれば十分である。しかしそれらは機械化の進展によってほとんど消滅した。現在、米の生産面における家族を超えたつながりといえば、農業体験が代表的だろう。農業体験では農家と学校、子供たち、都市住民の間に新しい人々のつながりが生まれている。これらは教育やレクリエーション、地域づくりなどの脈絡で語られており、米政策とはいわばデカップリングされている。それらを通じた米生産が少ないというのがおそらくその理由である。将来的にはこれらも1つの米生産の手段として、生産政策のなかで考慮されるべきだとは思いますが、現段階では米政策との直接的な関連は弱い。

他方、流通面において米政策を考えるとき、縁故米の存在が1つの焦点となる。縁故米は本来、家族・親族的関係の上に成り立つ無償の米分配システムであるが、「お互いさま」という視点から、それを支える関係を拡張することができる。

この国における米は市場経済システムだけでは制御できないところに特徴がある。主食として汎用性をもち、保存性も高い。かつては税（年貢）として貨幣に代替する役割も担った。そうした市場経済システムからの逸脱の象徴として縁故米がある。この存在は周知であるが、これまでの米政策の中で積極的に光があてられたことはない。むしろノイズとして厄介者扱いされてきた（註5）。

K. ボランニーになぞらえれば、家族・親族的関係の上に成り立つ縁故米は、互酬経済あるいは家政システムに属する（ボランニー〔16〕、とくに第4章）。かつて国家管理されていた時代には、米は再分配経済システムに属していたといえる。再分配システムにおいて、米は国家がそれによって農民をコントロールし、消費生活をコントロールする「政治作物」であった。しかし国家統制がなくなり、不完全ながらも市場による交換経済システムに移行した現在、米は人々の生活を支えるとともに、人々をつなぐ「生活作物」になるべきである。

### 3) 縁故型流通と倫理

農水省の推計によると、農家からの「無償譲渡」による米は2005年時点で全生産量の約7%となっている（註6）。農水省の推計では、それまでの20年間に「無償譲渡」の割合は5~9%の間で推移しており、近年にとりわけ増加しているわけでない。しかし、その間の農

家数の減少を考えると、農家一戸あたりの「無償譲渡」米は増加傾向という評価もある（松本・盛田〔12：42～43〕）。

ここでは、こうした統計で示される「無償譲渡」米のような狭義の縁故米だけでなく、持続的な米の直販関係も加えた広義の縁故型米流通を考察対象とする。産消間で持続的に取引される直販米は互酬経済システムと交換経済システムの中間にあり、信頼経済システムと呼んでいいかもしれない。そこには個人（生産側）対個人（消費側）、組織対個人、個人対組織、組織対組織という多様なパターンが含まれる。有機農産物流通に典型的な産消提携方式である必要はない。最近の米価低迷という状況のなかで、専門的な稲作農家は消費者直結による販売を強めている。そこには流通の中間マージンを節減するとともに、個人単位にブランド化し有利な価格で販売するという経済的動機がある。しかし、経営を安定させようとすると消費者との安定的な取引が不可欠となり、最初は経済的な動機であっても、結果的に互いに認知し合うような持続的な関係が生まれてくる。

こうして「顔が見える」関係になると、「お互いさま」の倫理の働く余地が出てくる。有機農業の分野ではすでに「縁故米」という言葉を使用して、生産者と消費者の新しい関係を築こうとする動きもある（星・山下・樋田〔5〕）。生産者と消費者との「お互いさま」の倫理とは、食べ物を通じて相互の暮らしを配慮することであり、生産と消費の倫理を支えるものでもある。形態としては、日本で生まれた産消提携や米国で広がる CSA（Community Supported Agriculture）に似る可能性もあるが、その基礎に、従来からの農村社会に存在した「お互いさま」の倫理が働いていることを見逃すと、形態だけの模倣で満足することになりかねない。

さらに、現在の米消費は約 50% が外食・中食での消費なので、消費者への直販だけでは流通上の限界がある。しかし外食・中食であっても「顔が見える」関係は結べる。それが経営にとってメリットになると判断されれば、そのような志向をもつ業者も増加する。「生活作物」としての米は家庭外にも膨張可能なのである。

## 7. 農村社会政策につなげる

### 1) 「育てる」プログラム

まずは、「お互いさま」の倫理を農業者の倫理として発揮するような人材を育てることが課題になる。

都市と農村が交流して農村に魅せられた都市民が移住し、新しい人材として農村の地域振興の刺激となる。あるいは、都市に住みながら農村の振興に協力する。そういうシナリオもいいたろうが、この国の農村政策は移住者への期待も含めて、すでに存在する資源や人材を利用するという発想に支えられており、そこには「育てる」という姿勢が薄い。潜在的な部分も含めれば、農山漁村

に有能な人材はたくさんいる。だが、その多くが農村の良さを活かす暮らし方に意識に向け、住み続けることに希望を抱いている、というわけではない。産業構造や生活スタイルが都市化する方向に理想を見出す人々も多い（秋津〔3：111〕）。

社会起業家としての農業者は、農村において農村の良さを活かす暮らしをする人でもある。そのような農業者あるいは農村生活者を「育てる」ことが必要である。「教える」というような上下関係のある政策ではない。農業者・農村生活者の自立性を強く意識し、前提とする政策でなければならない（山下〔25〕）。「半農半行政」のような職種を創設して、自主的な農村振興活動を支援するのも一案である。

### 2) 縁故型米流通拡大への対応

「お互いさま」の倫理が有効に作用して縁故型米流通が広がると、結果的に自主的な生産調整や市場による価格調整が困難になり、国家的な米需給の調整が難しくなるという事態が生まれる。この解決のためには、縁故型と市場出荷型の併存を前提とした需給調整を、どのような手法と過程でおこなうかという問題に答えなければならない。

この問いに対する流通システム面の解答を農村社会政策の立場からおこなうのは不可能である。ここでいえることは、米の需給調整を農業者の行動統制を通して達成するという発想ではなく、農業者の道徳性を高めることによって実現できないかという可能性である。あるいは、米政策を生産政策だけでなく流通政策も一体にして考えなければならないという提案である。おそらく、政策 A（村田案）とも政策 B（大泉案）とも異なる米政策の道を考えなければならないことになるだろう。社会学者は農業経済学者、農政学者の仕事を奪ったりしない。私のメッセージに共感していただき、この発想を種にして大きく研究を広げてくれる果敢な経済政策研究者を待つのみである。

## 8. おわりに

本論は以上だが、農村社会政策に関連して覚書的に 3 点ほど付記しておきたい。

まず、集落のエートスについてである。これについては秋津〔2〕において、『ムラは亡ぶ』（村田〔14〕）での議論を引き合いに出しながら、〈争〉の原理から〈楽〉の原理への転換を構想した。もともとの村田のエートス論は〈争〉/〈和〉の対であった。これと本報告の内容を考慮すると、めざすべきエートスは〈責〉/〈楽〉の対といえる。〈楽〉とは人生に関する深みのある「楽しさ」をさすけれども、それと倫理的な動機に基づく「責任」が組み合わせられてこそ、目標とするべきエートスとなるように思う。

第 2 に、農業の継続やそこに住み続けることの動機は、



現世に生きる者どうしの関係によってのみではなく、「先祖から受け継いできたもの」という現世代を超えた関係によって支えられることも多い。これは「お互いさま」というよりも、一方的な責務感であり倫理感である。この倫理感は宗教的観念と結びつくため、社会の政策目標にすることは難しい。しかしこの倫理感は、実際には強く働いて、米作りや水田利用に大きな影響を与えているのは確かである。あの世までの幸せを研究対象とした柳田民俗学への接触が必要となろう。

最後に、農村暮らしに特化したQOL（生活の質）指標の作成が望まれる。「農村暮らし生きがい指標」のようなものなかで、暮らしの延長としておこなう米作りをどのように組み込むのか、米作りによって成立していた多くの農村の社会秩序は、現在揺らいでいるし、ジェンダー的観点からも変化すべきである。次代の農村社会を支える秩序を求めた指標づくりが必要とされている。

(註1) 混住化の多様な形態と地域資源管理への対応関係については、たとえば本田〔4〕を参照。

(註2) もちろん稲作経営において女性が中心の采配を振るえないという点においては、農村のジェンダー関係はそれほど変化していないともいえる。農村女性への注目の背後にあるジェンダー関係の再生産については、渡辺〔24〕も参照。

(註3) 50歳代半ばの男性農業者の話によると、学卒後の就農間もない頃、試みに野菜づくりを始める周囲の農家から「男は米を作るものだ」と擲論されたという。2009年山形県庄内地方での聞き取りから。

(註4) かつて川口〔8〕は農民的論理を次の3点として整理しており、ここでいう「お互いさま」の倫理のより詳細な説明となっている。「(1) 農民は現在のむら社会の状況を、栄枯盛衰のたえず繰り返されている超現代的な時間の流れのなかの一つの断面としてとらえていること。(2) その前提としてむらの人たちがお互いがそれぞれに、そのような栄枯盛衰の回復の流れのなかに、これまで代々暮らし合ってきたし、これからさきも代々暮らし合っていく仲間だと期待し合っていること。(3) したがって自分自身を含めてむらの人たちお互いは、将来栄えるかもしれないし、あるいは没落するかもしれない、そういうお互いに、単に現在の状況だけで評価し合うのではなく、お互いにその個々の存続を尊重し合っていること」(p.105)。

(註5) 本シンポジウムの討論のなかでも、国家的視野の流通システムに取り憑かれていくからか、他の登壇者から縁故米にかかわる話題は驚くほど無視された。

(註6) 農林水産省『米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(平成18年11月30日公表)』より。

#### 文献・HP

〔1〕 秋津元輝『農業生活とネットワークーつきあいの視点から』御茶の水書房, 1998.

〔2〕 秋津元輝「集落の再生にむけてー村落研究からの提案」秋津編『集落再生ー農山村・離島の実情と対策』(年報村落社会研究第45集)農山漁村文化協会, 2009, pp.199~235.

〔3〕 秋津元輝「これからの日本の農村像をどう描くかー農村政策の仕組みと価値の領域」『新基本計画の論点と農政改革の方向』(農業と経済臨時増刊号)2010, pp.108~117.

〔4〕 本田恭子「混住化が引き起こす都市近郊農村の自治組織と地域資源管理の再編」京都大学グローバルCOE「親密圏と公共圏の再編をめざすアジア拠点」ワーキングペーパー(次世代研究)23, pp.1~15.

〔5〕 星寛治・山下惣一・榎田劬『見えてますか? 農業と農村の将来 縁故米運動宣言』アトワークス, 2007.

〔6〕 石田正昭・伊藤房雄「座長解題」『2010年度日本農業経済学会大会 報告要旨』2010, S1~S8.

〔7〕 柏尾珠紀「花を植える女性農業者たちー農村景観の再編」秋津ほか『農村ジェンダーー女性と地域への新しいまなざし』昭和堂, 2007, pp.147~173.

〔8〕 川口謙「農村の日常生活の型式と主体ー農業社会の存立機制の具体相として」村落社会研究会編『村落社会研究』第19集, 1983, pp.93~119.

〔9〕 川本彰『日本農村の論理』龍溪書舎, 1972.

〔10〕 川本隆史『現代倫理学の冒険ー社会理論のネットワークへ』創文社, 1995.

〔11〕 楠本雅弘『地域が多様な条件を生かす集落営農』農山漁村文化協会, 2006.

〔12〕 松本裕子・盛田清秀「コメ生産構造の変化と無償譲渡米の増加」『農村生活研究』第49巻第3号, 2006, pp.40~50.

〔13〕 三上剛史『道徳回帰とモダンティードルケームからハーバース-ルーマンへ』恒星社厚生閣, 2003.

〔14〕 村田勉雄『新装 ムラは亡ぶ』日本経済評論社, 1987(初版1978).

〔15〕 大泉一貫『「個の時代」のむらと農』農林統計協会, 2004.

〔16〕 ボランニー, K.『新訳 大転換ー市場社会の形成と崩壊』(野口・栖原訳)東洋経済新報社, 2009=1944.

〔17〕 佐藤衆介『アニマルウェルフェアー動物の幸せについての科学と倫理』東京大学出版会, 2005.

〔18〕 セン, A.『合理的な愚か者』(大庭・川本訳)勁草書房, 1989.

〔19〕 澁谷美紀「『経営への参画』から『社会への参画』へー家族農業経営における女性の自己決定」秋津ほか編『農村ジェンダーー女性と地域への新しいまなざし』昭和堂, 2007, pp.39~67.

〔20〕 生源寺眞一「新農政をどう見るかー制度設計の視点を中心に」『農業と経済』第76巻第2号, 2010, pp.5~20.

〔21〕 スミス, A.『国富論I』(大河内一男監訳)中公文庫, 1978=1789.

〔22〕 Stuiver, M., "Highlighting the Retro-Side of Innovation and Its Potential for Regime Change in Agriculture," in Marsden, T. and J. Murdoch, eds. *Between the Local and the Global: Confronting Complexity in the Contemporary Agri-Food Sector*, London: Elsevier, 2006, pp.147~173.

〔23〕 梅本雅「水田担い手の構造と経営行動」『2010年度日本農業経済学会大会 報告要旨』2010, S58~S77.

〔24〕 渡辺めぐみ『農業労働とジェンダーー生きがいの戦略』有信堂高文社, 2009.

〔25〕 山下裕作『実践の民俗学ー現代日本の中山間地域問題と「農村伝承」』農山漁村文化協会, 2008.

〔26〕 「撤退の農村計画」<http://tettai.jp/>, 2010年1月14日.